

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月22日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 338,580円

2 賠償の相手方

住所 *****

氏名 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和2年12月11日午後2時30分頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市ふじみ野二丁目16番17号付近

(3) 事故の内容 相手方が運転する車両が石畳舗装された道路の剥離により
損傷した。

(4) 被害の程度 右側前後輪のタイヤ及びホイールの損傷

令和2年12月28日

ふじみ野市長 高 畑 博